

関係各位

### CPTPPにおける英国加入議定書の発効について

2024年12月15日に、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)における英国加入議定書が発効することとなりましたので、お知らせします。

同日より、英国を原産地とするCPTPP上の原産品について、CPTPPに基づく特惠税率(以下「EPA税率」という。)(※)を適用することが可能となります。

(※)CPTPPが既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

#### 【留意事項】

CPTPPの規定を満たす製品については、

- ・CPTPPにおける英国加入議定書が効力を生ずる日(2024年12月15日)に日本に輸送中の貨物、又は、
- ・既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、CPTPPにおける英国加入議定書が効力を生ずる日(2024年12月15日)以後に輸入申告する場合、

必要なEPA税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA税率の適用が可能となります。

本協定を適用する場合の原産地証明識別コードについてはNACCS掲示板をご参照ください。

【掲載】税関ホームページ：[http://www.customs.go.jp/roo/text/tpp\\_uk.html](http://www.customs.go.jp/roo/text/tpp_uk.html)

#### 【問合せ先】

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

電話：03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

電話：03-3599-6337